

広島県告示第四百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
株式会社フア ーマみらい	東京都世田谷区代 沢五丁目二番一号	府中薬局アゼリ ア館	府中市鵜飼町五五 五―一二	平成二八年四 月一日
日地 正典	廿日市市大野下更 地一八〇九―九	大野東クリニッ ク	廿日市市大野下更 地一八〇九―九	平成二七年八 月一日